

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第49号
件名	ワンルームマンション建築問題に関する相談や建築紛争の件数等をきめ細かく把握することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

良好な住環境や子育て環境を阻む建築紛争を未然に防ぎ、紛争が起きた際に早期解決する仕組みや制度づくりにあたっては、区民からどのような相談や苦情が寄せられているかを正確に把握することが大切です。

しかし、現状で区が把握している建築問題に関する相談・苦情や建築紛争の件数は、「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」（以下、「中高層条例」といいます。）に関わるものだけで、「相談件数」「紛争件数」「あっせん件数」「調停件数」しか分類していません。つまり、「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」（以下、「ワンルームマンション条例」といいます。）に基づく苦情や相談、紛争件数等はカウントしておらず、両条例の対象とならない建築問題に関する相談・苦情や紛争件数もカウントしていない状況です（※1）。

エビデンス（証拠）を集め、正しく分析しなければ、有効で実効性のある仕組みや制度をつくることはできません。その点で言えば、建築紛争を未然に防いだり、紛争を早期に解決したりする仕組みや制度づくりにあたって EBPM（証拠に基づく政策立案）の手法は有効であり、文京区でも早期導入が望まれます。そこで、区に寄せられた建築を巡る相談や苦情について、「ワンルームマンション条例」の対象についてもカウントし、エビデンス（証拠）として蓄積することで、その推移を時系列で把握するなど有効に活用するよう、区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記のとおり請願致します。

## 請願事項

- 1 区に寄せられた建築を巡る相談や苦情のうち、「ワンルームマンション条例」に関わるものも、「中高層条例」と同様の分類方法でカウントし、その推移を時系列で把握して、建築紛争を未然に防ぐ、あるいは紛争を早期に解決する仕組みや制度づくりのエビデンス（証拠）として活用できるようにしてください。
- 2 区に寄せられた建築を巡る相談や苦情のうち、文京区の「中高層条例」や「ワンルームマンション条例」の対象外の建築物を巡る相談件数や紛争件数についても、相談・苦情や紛争件数をカウントし、建築紛争を未然に防ぐ、あるいは紛争を早期に解決する仕組みや制度づくりのエビデンス（証拠）として活用できるようにしてください。

※1 例えば、文京区千石 4-35-13 で建設された地下1階／地上4階建てのマンションは事実上のワンルームマンションでありながら、高さが9.98mということもあって「中高層条例」や「ワンルームマンション条例」の対象外で、私たち地元区民が建設に反対しても、「区民の声」を通じて相談や要望を何度繰り返しても、現状の区による分類では建築に関する相談件数や紛争件数にカウントされないようになっています。